

「委託先等で発生した政府機関の要保護情報に係るセキュリティインシデントの情報共有に関する申合せ（案）」について

- 政府機関の委託先においてサイバー攻撃を受ける等の情報セキュリティインシデントが発生した場合、被害状況やインシデントの原因等を政府機関が互いに共有し、被害の拡大を抑え、適切な対策を打つことが、政府の情報管理を適切に行うためには必要不可欠。
- 「委託先等で発生した政府機関の要保護情報に係るセキュリティインシデントの情報共有に関する申合せ（案）」により、委託先等において重大なインシデントが発生した場合には、各政府機関が内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）へ連絡を行うとともに、NISCから各政府機関に対しては必要な助言や情報提供を行う仕組みを整備する。

申合せのポイント

- 対象範囲は、政府機関が管理する情報であり、委託先等において**政府機関から提供された要保護情報及び当該情報を推知し得る情報**。
- 委託先等においてインシデントが発生した場合、各政府機関において最高情報セキュリティ責任者の指揮監督の下、**速やかにインシデントの内容を把握**。
- 国家安全保障に関わる情報漏えいなど重大なインシデントであると判断したときは、**被害状況やインシデントの原因等をNISCに連絡**。
- NISCは、サイバーセキュリティの確保を図る観点から、必要に応じて、**確認等**を行うとともに、政府機関に**必要な助言及び情報提供**を行う。

